三田市公用車掲載広告基準

（趣旨）

第１ この基準は、三田市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成１８年８月１日施行。

以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、本市が所有する公用車（以下「公用車」

という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるもの

とする。

（掲載の範囲）

第２ 公用車に掲載できる広告は、市の品位及びイメージを損なわないものとするとともに、

市民の福祉、市民生活の利便性等を考慮し、要綱第３条の規定に掲げる要件に該当しない

ものとする。

（広告の掲載方法）

第３ 公用車への広告の掲載方法は、マグネットシートの貼付によるものとし、公用車の車

体への直接塗装及び粘着フィルム等の貼付によることはできないものとする。

２ 前項のマグネットシートは、厚さ0.6ミリメートル以上1.0ミリメートル以下の強力磁石で車両の曲面に貼り付け可能なものとし、広告掲載期間中における車体からの剥離及び広告撤去時における車体への損傷を生じさせないものでなければならない。

（広告の規格等）

第４ 広告の規格、掲載位置及び掲載料は、別表に掲げるものとする。

（掲載料の減免）

第5 市長が特に認める場合は掲載料の減免を行うことができる。

（掲載の期間）

第6 掲載の期間は１月を単位とし、１件の掲載期間は、最大で３年間とする。

２ 掲載の開始日及び終了日は、広告申込者と市長が協議の上、公用車の運行管理状況

等を勘案し、市長が定めるものとする。

（広告の修復）

第7 公用車に広告を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告がき損し、又は

破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

２ 経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象

としないものとする。

付 則

この基準は、令和４年２月１日から施行する。

別表（第４関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 規 格 | 掲載位置 | 掲載料（税込） |
| 車両１台当たり | 縦40ｃｍ×横60ｃｍ | 両側面 | 3,000円/月 |